

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05 - 制度 00015 沿革 平成17年9月16日 一部改正 平成18年3月20日 一部改正 平成18年11月29日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正 平成19年3月14日 一部改正 平成19年9月21日 一部改正 平成21年3月4日 一部改正 <u>平成21年9月29日 一部改正</u></p> <p>貿易代金貸付保険の対象となる貸付契約に係る申込みその他手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申込み)</p> <p>第2条 貿易代金貸付保険の申込を行おうとする者は、原則として、貸付契約締結日又は発効日から1ヶ月以内かつ初回貸出の実行日の前日(包括保険の対象となる案件にあっては貸付契約締結日以降、初回貸出要件充足日から1ヶ月以内かつ初回貸出実行日の前日)までに別紙様式第1-1による貿易代金貸付保険申込書に貸付契約を証する書類及びその内容を収録したOCRシート(2100)を添付し、日本貿易保険の本店(以下「本店」という。)に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)するものとする。この場合において、一の貸付契約で貸付金が2以上の通貨で償還される場合は保険料算定上償還金額を分割し、申込書を</p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05 - 制度 00015 沿革 平成17年9月16日 一部改正 平成18年3月20日 一部改正 平成18年11月29日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正 平成19年3月14日 一部改正 平成19年9月21日 一部改正 平成21年3月4日 一部改正</p> <p>貿易代金貸付保険の対象となる貸付契約に係る申込みその他手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申込み)</p> <p>第2条 貿易代金貸付保険の申込を行おうとする者は、原則として、貸付契約締結日又は発効日から1ヶ月以内かつ初回貸出の実行日の前日(包括保険の対象となる案件にあっては貸付契約締結日以降、初回貸出要件充足日から1ヶ月以内かつ初回貸出実行日の前日)までに別紙様式第1-1による貿易代金貸付保険申込書に貸付契約を証する書類及びその内容を収録したOCRシート(2100)を添付し、日本貿易保険の本店(以下「本店」という。)に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)するものとする。この場合において、一の貸付契約で貸付金が2以上の通貨で償還される場合は保険料算定上償還金額を分割し、申込書を</p>	

提出するものとする。

2 約款第 2 1 条の 2 に基づく誓約は、前項の申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が別紙様式第 1 - 2、輸出者等が別紙様式第 1 - 3、または日本貿易保険がこれらに準ずると認められた様式による不正競争防止法に係る誓約書をそれぞれ日本貿易保険に提出することにより行うものとする。

第 3 条～第 1 3 条 (略)

(入金のお知らせ)

第 14 条 被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第 1 7 条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から 1 月以内かつ保険金請求まで (保険金の請求時を含む。) に、別紙様式第 1 0 による貿易代金貸付保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

第 1 5 条～第 2 9 条 (略)

附 則

この改正は、平成 21 年 1 0 月 1 日から実施する。

提出するものとする。

2 約款第 2 1 条の 2 に基づく誓約は、前項の申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が別紙様式第 1 - 2、輸出者等が別紙様式第 1 - 3 による不正競争防止法に係る誓約書をそれぞれ日本貿易保険に提出することにより行うものとする。

第 3 条～第 1 3 条 (略)

(入金のお知らせ)

第 14 条 被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第 1 7 条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から 1 月以内かつ保険金請求まで (保険金の請求時を含む。) に、別紙様式第 1 0 による貿易代金貸付保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

2 国際約束に基づき商業上の債務の繰延が行われている債権に該当する場合には、危険発生通知書又は損失発生通知書提出以前の入金についても当該通知提出時に前項の規定に準じて入金通知書を本店に提出するものとする。

第 1 5 条～第 2 9 条 (略)

別紙様式第12

貿易代金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

申請者

住所

氏名

印

貿易代金貸付保険手続細則第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1. 保険金請求期間内に請求できない理由
- 2. 必要となる猶予期間(見込)
- 3. エビデンスの確保状況
- 4. 損失防止軽減義務の履行状況

保険証券番号		
保険契約締結日	年 月 日	
被保険者 (申請者と異なる場合に記入)	住所: 氏名:	
契約の相手方	(ハイコード:)	仕向国 (国コード:)
支払人	(ハイコード:)	支払国 (国コード:)
保証人	(ハイコード:)	保証国 (国コード:)
償還期限		
保険事故該当金額		
損失発生(危険発生)通知日	年 月 日	
備考	(連絡先)	

別紙様式第12

貿易代金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

申請者

住所

氏名

印

貿易代金貸付保険手続細則第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1. 保険金請求期間内に請求できない理由
- 2. 必要となる猶予期間(見込)
- 3. エビデンスの確保状況
- 4. 損失防止軽減義務の履行状況

保険証券番号		
保険契約締結日	年 月 日	
被保険者 (申請者と異なる場合に記入)	住所: 氏名:	
契約の相手方	(ハイコード:)	仕向国 (国コード:)
支払人	(ハイコード:)	支払国 (国コード:)
保証人	(ハイコード:)	保証国 (国コード:)
償還期限		
保険事故該当金額		
損失発生(危険発生)通知日	年 月 日	
備考	(連絡先)	

承認証

年 月 日

上記の貿易代金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請は、

申請のとおり承認します。
次の条件を付して承認します。
承認しません。

条件

独立行政法人日本貿易保険